

【屋外広告業の登録申請等に関する注意事項】

1 申請先：三重県県土整備部都市政策課 景観・屋外広告班 屋外広告物担当（三重県庁 4 階東側）

[受付時間] 月曜日～金曜日（祝日を除く）

午前 8 時 30 分～正午 / 午後 1 時～午後 5 時 15 分

[TEL/FAX] 059-224-2748 / 059-224-3270

[E-mail] keimachi@pref.mie.lg.jp

* 申請に際しては、当面の間、郵送のみの受付とさせていただきます。

書類に不備があるため申請を受け付けられないという事例が多くございますので、FAX や E-mail 等で事前に書類を確認させていただきます。

送信前に、必ず都市政策課 景観・屋外広告班まで電話にてご相談ください。

* 郵送する際は、信書便（レターパックや書留郵便など、確実に受け取り確認ができる方法）により送付してください。

* 必要書類のすべてが整っていない場合は、受け付けることができませんのでご注意願います。

* 行政書士が代理申請する場合は、必ず委任状を提出してください。

（委任状の様式は任意です。）

なお、本人による申請及び法律に定めのある場合を除き、行政書士または行政書士法人でない者が官公署に提出する書類の作成を業として行うことは法律で禁止されていますので、ご注意願います。

2 提出部数：正本及び副本各 1 通（副本は正本のコピー可）

* 住民票抄本、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）などの官公庁が発行する証明書類は、発行日から 3 か月以内の原本としてください。

また、住民票抄本は必ず個人番号の記載のないものを添付してください。

* 登録申請者又は役員が業務主任者を兼ねる場合は、住民票抄本などを重複して添付する必要はありません。1 人につき 1 通で構いません。

* 営業所、役員などが多く、申請書の記載欄が足りない場合は、別紙を添付しご記入ください。

3 登録申請・更新申請手数料：三重県収入証紙 10,000 円分

* 下記アドレスから三重県収入証紙販売所の一覧が確認できます。

また、ファミリーマート三重県庁店では、郵送での購入にも対応しております。

詳しくは、販売所まで直接お問い合わせください。

・三重県収入証紙販売所：<http://www.pref.mie.lg.jp/D1SUIT0/39046033383.htm>

・ファミリーマート 三重県庁店

営業時間： 月曜日～金曜日 午前 8 時から午後 7 時

所在地 : 〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地 (三重県庁厚生棟地下一階)

電話番号 : 059-213-6553